

B型肝炎ウイルスは血液を介する感染が主で、感染すると急性肝炎となることがあり、そのまま回復する場合もあれば、慢性肝炎へ移行する場合があります。急性肝炎の症状は黄疸、全身倦怠感、食欲不振、悪心、嘔吐等で、一部劇症肝炎といって、激しい症状から死に至ることもあります。また、症状がないままウイルスが肝臓の中に潜んでしまう持続感染（キャリア）では、肝硬変から肝がんに進展するおそれもあります。若年者ほど急性肝炎の症状は軽いか、あるいは症状はあまりはっきりしない一方、持続感染（キャリア）の形をとりやすいことが知られています。

B型肝炎ワクチンは、特に小児の場合は、肝炎の予防というより、持続感染（キャリア）を防ぎ、将来発症するかもしれない慢性肝炎・肝硬変・肝がんの発生を防ぐものです。国内では20年以上前に認可され、世界中で使用され、効果も安全性も高いワクチンです。ワクチン3回接種後の効果は、免疫獲得者で20年以上続くと考えられています（ただし、抗体持続期間は個人差があります）。

※平成28年10月1日から定期予防接種として法定接種になりました。

1 標準接種年齢

生後2か月から9か月に至るまでの間(標準接種年齢)に3回接種

2 法定接種年齢

法定接種年齢(法律に定められた予防接種を受けられる年齢)の間であれば、B型肝炎の定期予防接種を受けることができますが、なるべく標準接種期間で受けてください。

B型肝炎ワクチンの法定接種年齢・・・生後1歳に至るまでの間

【※母子感染予防の対象者としてB型肝炎ワクチンの投与を受けたかた】

肝炎ウイルス（HBs抗原）陽性の妊婦から生まれた乳児として、健康保険の給付によりB型肝炎ワクチンの投与（抗HBs人免疫グロブリンを併用）を1回以上受けたかたは、定期予防接種の対象者から除かれます。

3 予防接種を受ける回数

27日以上の間隔で2回、さらに1回目の接種から139日以上の間隔をあけて1回接種します(計3回)。

4 異なるワクチン同士の接種間隔

令和2年10月1日から、注射生ワクチン同士(BCG・MR・水痘・おたふくかぜ等)以外の制限が撤廃されました。

B型肝炎ワクチンは不活化ワクチンなので、異なるワクチン同士の接種間隔に制限はありません。

5 予防接種を受ける場所

別紙一覧表にある医療機関で受けてください。

※ 目黒区以外の22区の医療機関でも受けられる場合があります。直接、当該区又は医療機関にお問い合わせください。

6 予防接種の費用

同封の予防接種予診票を使用し、法定接種年齢(上記2)内に接種を受けたときは無料です。ただし、決められた医療機関以外で接種したり、法定接種年齢を外れて受けたときは有料になります。

7 予防接種の副反応について

主な副反応は、接種部位の疼痛・発赤・掻痒(かゆみ)・腫脹(はれ)・硬結(しこり)等の局所反応です。また、接種部位以外の副反応として発熱・倦怠感等が見られます。いずれも一過性で数日以内に軽快します。

また、稀に生じる重い副反応としては、アナフィラキシー様症状(ショック症状・じんましん・呼吸困難等)等が起こる可能性があります。

8 予防接種を受けるときのご注意

(1) お子さんの健康状態の良いときに受けましょう。

(2) このお知らせを読んでから、B型肝炎ワクチン接種予診票に記入してください。接種当日は、接種予診票の太枠線の中を漏れなく記入して、母子健康手帳と一緒に医療機関に持参してください。**なお、体温については、医療機関で接種直前に測ってください。**

(3) MSD社製のB型肝炎ワクチン容器のゴム栓には乾燥天然ゴム(ラテックス)が含まれていますので、ラテックスの過敏症のあるお子さんは、アレルギー反応があらわれる可能性があるため十分な注意が必要です。また、ラテックスと交叉反応のある果物等(バナナ、栗、キウイフルーツ、アボカド、メロン等)にアレルギーがある場合には医師にご相談ください。

- (4) 接種の際には、保護者のかたか、日頃からお子さんの健康状態をよく知っていて医師の質問に答えられるかたが付き添ってください。(保護者以外のかたが同伴する場合は、保護者からの委任状が必要です。下記13をご覧ください。)

9 予防接種を受けられないお子さん

- (1) 明らかに発熱しているお子さん(37.5℃以上)
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかなお子さん
- (3) 予防接種やそれに含まれる成分でアナフィラキシーを起こしたことがあるお子さん
- (4) その他、医師が予防接種を受けるのに不適切な状態と判断したお子さん

10 予防接種を受けた後は

- (1) 予防接種を受けた後30分間は、お子さんの様子に変わりがないか特に注意してください。
- (2) 接種した当日は接種後1時間以上経てば、お子さんの状態を見て入浴させても差しつかえありません。ただし、注射した部位はこすらないでください。また、激しい運動は避けてください。
- (3) 接種後、注射した所が赤くなったり、しこりができたり、痛んだりすることがあります。このような場合には、安静を保ち、冷湿布してください。高熱、けいれん(ひきつけ)等の症状が起きた場合には、速やかに医師の診察を受けてください。

11 ワクチンの同時接種について

医師が特に必要と認めた場合は、同時に複数のワクチンを接種することができます。

12 予防接種による健康被害救済制度について

- 定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。
 - 健康被害の程度等に応じて、医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。死亡一時金、葬祭料以外については、治療が終了する又は障害が治癒する期間まで支給されます。
 - ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因(予防接種をする前あるいは後に紛れ込んだ感染症あるいは別の原因等)によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に補償を受けることができます。
 - 決められた医療機関以外で接種したり、法定接種年齢を外れて受けたときは予防接種法に基づかない接種(任意接種)として取り扱われます。その接種で健康被害を受けた場合は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく救済を受けることとなりますが、予防接種法に比べて救済の額が低くなっています。
- ※ 給付申請の必要が生じた場合には、診察した医師、保健予防課予防接種係へご相談ください。

13 接種当日保護者以外のかたが同伴される場合について

諸事情により保護者が同伴できない場合は、委任状(区指定様式)を持参した代理人の同伴により接種することができます。接種当日、保護者のかたは、緊急連絡が取れるようにしておいてください。

委任状の用紙が必要な場合は、保健予防課予防接種係へご連絡いただくか、下記の目黒区ホームページよりダウンロードしてください。

〈ホームページのアドレス〉 http://www.city.meguro.tokyo.jp/shinseisho/hoken_eisei/hoken_shinsei/kodomoininjou.html

委任状は予防接種の当日までに保護者本人が記載し、同伴者が医療機関に持参してください。医師の診察・説明を受けた後、接種に同意する場合は、同伴者が予診票の保護者自署欄(同意欄)に、署名をすることになります。

＜お問い合わせ＞

【保健予防課予防接種係】

〒153-8573目黒区上目黒2-19-15

☎03-5722-7047